

「三徳包丁等デザイン」著作権侵害等損害賠償請求事件：東京地裁平成 21 年（ワ）46747・平成 23 年 8 月 29 日（民 13 部）判決〈請求棄却〉 / 知財高裁平成 23 年（ネ）10062・平成 24 年 3 月 22 日（3 部）判決〈控訴棄却〉〔特許ニュース No.13238〕

【キーワード】

商品実施化契約，鍋類のハンドルのデザイン，デザイン（意匠）の著作物性，著作権と著作者人格権，三徳包丁等のデザインの図面，図面の著作物の実施化

【東京地裁における事実】

第 1 請求

被告は，原告に対し 5 6 4 万 8 0 0 0 円及びこれに対する平成 2 2 年 1 月 1 5 日から支払い済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要等

1 本件は，原告が，(1)被告が商品化し販売した三徳包丁，ペティナイフ及びパン切りナイフは原告提案のデザインを使用したものであるとして，主位的に，被告が原告との間で締結した商品化実施契約に基づくロイヤルティを支払わないと主張して，予備的に被告は原告の複製権又は翻案権を侵害したと主張して，ロイヤルティ相当額の損害金 3 6 4 万 8 0 0 0 円及びこれに対する平成 2 2 年 1 月 1 5 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求め，被告が上記三徳包丁，ペティナイフ及びパン切りナイフのデザイナーとして原告を表示しなかったことが，主位的に，上記契約の付随債務の不履行に当たると主張して，予備的に，原告の氏名表示権を侵害するものであると主張して，損害金 1 0 0 万円及び上記同様の遅延損害金の支払を求め，(2)被告が原告提案のデザインを使用して商品化し販売した鍋について，デザイナーとして原告単独でなく原告と被告担当者の両名を表示したことが，主位的に，原告と被告との間の業務委託契約の付随債務の不履行又は原告の人格的利益を害する不法行為に当たると主張して，予備的に，原告の氏名表示権を侵害するものであると主張して，損害金 1 0 0 万円及び上記同様の遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（当事者間に争いが無いが、掲記の証拠により容易に認められる事実）

(1) 原告 Y は，調理器具を中心とした工業製品の企画・デザインを業とする工業デザイナーである。

(2) 被告株式会社良品計画は，「無印良品」を中心とした専門店事業の運営，商品企画，開発，製造，卸及び販売を業とする株式会社である。

(3) ア 原告と被告は，平成 1 2 年 3 月 3 0 日頃，原告の提案による「鍋の八

ンドル」を使用した調理器具を，被告が独占的に商品化し販売すること等を原告が認め，被告は原告に対し，その対価としてロイヤルティを支払うことを内容とする商品化実施契約（以下「本件商品化実施契約」という。）を締結した。

イ 本件商品化実施契約の契約書（甲1。以下「本件商品化実施契約書」という。）1条は，「鍋のハンドル」とは，本件商品化実施契約書に添付された別紙分解図（以下「本件分解図」という。）に記載された取付部の形状・デザインをいうと定めており，同状なお書き（以下「本件なお書き」という。）は，本件分解図は「鍋のハンドル」の形状・デザインを特定するものであって，商品アイテムを特定するものではないとしている。

ウ 原告提案の「鍋のハンドル」のデザイン（以下「本件デザイン」という。）は，片手鍋用のデザイン（以下「本件デザイン1」という。）と両手鍋用のデザイン（以下「本件デザイン2」という。）から成る。

(4) 原告は，本件デザインについて意匠登録出願をしていない。

(5) 被告は，平成13年5月に，三徳包丁（大）（商品番号7906059），三徳包丁（小）（商品番号7906066）（以下，三徳包丁（大），同（小）を併せて「本件三徳包丁」という。），ペティナイフ（商品番号7906073）（以下「本件ペティナイフ」という。）及びパン切りナイフ（商品番号7906080）（以下「本件パン切りナイフ」といい，本件三徳包丁，本件ペティナイフ及び本件パン切りナイフを総称して「本件三徳包丁等」という。）の独占的販売を開始し，遅くとも平成19年春にその販売を終了した。

(6) 被告は，本件三徳包丁等のデザイナーを加賀谷優と表示した上で平成13年度グッドデザイン賞に応募し，同賞を受賞した。

(7) 原告と被告は，平成18年10月1日，原告が，調理器具を中心とした規格デザイン業務を行い，その成果物を被告が被告の商品として販売することを主要内容とする業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結し（甲14），被告は，同契約に基づき，ステンレス・アルミ全面三層鋼片手鍋14cm（商品番号7320848），同片手鍋16cm（商品番号7320909），同片手鍋18cm（商品番号7320916），同両手鍋20cm（商品番号7320923），同両手鍋浅型22cm（商品番号7320862），同両手鍋深型22cm（商品番号7320855）及び5サイズ対応ステンレス兼用ふた小（商品番号7320831）等（以下，これらを「本件鍋シリーズ」という。）を商品化・販売し，デザイナーとして原告及び被告担当者池内端（以下「池内」という。）を表示した上で社団法人日本インダストリアルデザイナー協会（以下「JIDA」という。）主催のコンテストに応募し，本件鍋シリーズはJIDAデザインミュージアムセレクション永久保存の対象に選ばれた（甲15～17）。

3 争点

- (1) 本件商品化実施契約の対象に三徳包丁、ペティナイフ及びパン切りナイフ（以下「三徳包丁等という。」）が含まれるか
- (2) 本件三徳包丁等は本件デザイン1を使用したものか
- (3) 被告は本件鍋シリーズのデザイナーの表示を偽ったか
- (4) 本件デザイン1は著作物に該当するか

（原告の主張）

以下のとおり、本件デザイン1は著作物にあたる。

ア 本件デザイン1は、機能とデザインを対立的に捉える意識を超えたいとの思想が表現されたものであり、またその構造には原告の個性が現れていてありふれた表現ではない。したがって、本件デザイン1は思想又は感情を創作的に表現したものである。

イ 本件デザイン1は応用美術の範疇に属するところ、応用美術について、純粋美術と同視しうる程度の美的創作性として一般の美術の著作物とは異なる高度の美的創作性を備えていなければ著作物に当たらないと解するのは、著作権法の文言解釈の点からも、実質的な観点からも、著しく合理性を欠く。よって、高度の美的創作性の有無について検討するまでもなく、本件デザイン1は美術の著作物に当たる。

（被告の主張）

争う。応用美術が著作物と認められるためには、純粋美術と同視しうる程度の美的創作性が必要である。

- (5) 損害について

【東京地裁の判断】

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 争いのない事実ほか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、訴外会社から各種鍋のためのデザインを作成してほしいとの依頼を受けて本件デザインを作成し、平成7年9月1日、訴外会社との間で、訴外会社が本件デザインを使用した製品を販売し、その対価として原告にロイヤルティを支払う旨の契約を締結した（甲41、43、44）。同契約締結後、本件デザインを使用した製品として訴外会社が発売したものは、注ぎ鍋、片手鍋（16cm、18cm浅型、同深型、20cm）、両手鍋（20cm、22cm）、対流鍋（25cm、28cm）であった（甲21）。

イ 訴外会社が平成9年に廃業したため、本件デザインを評価していた被告は、訴外会社に断りを入れ、平成10年から、本件デザインを使用した片手鍋、

両手鍋，フライパン，ミルクパンを販売するようになったが，その際に原告の承諾を得ることはなかった（甲20，41，弁論の全趣旨）。

ウ 平成12年1月，被告が原告に連絡をとって，本件商品化実施契約の締結に向けた交渉が始まり，まず，被告が原告に契約書案を送付したところ（甲20，41），原告は，被告に対し，同契約書案の冒頭に「甲の提案による『鍋のハンドル』の商品化に関して次のとおり本契約を締結する」とあるのを「甲の提案による『鍋のハンドル』を使用した調理器具の商品化に関して次のとおり本契約を締結する」と改め，同契約書案の1条に「本契約における『鍋のハンドル』（以下本件商品という。）とは別紙分解図に記載された取付部の形状・デザインをいう。」とあるのを「本契約における『鍋のハンドル』とは別紙分解図に記載された取付部の形状・デザインをいう。」と改めた上，その後に「上記記載の『鍋のハンドル』を使用した調理器具を以下本件商品という。」を加えることなどの変更を求めた（甲36，41）。なお，上記の変更が本件商品化実施契約の対象に鍋とは異なる用途・機能の調理器具を含めるためのものである旨を原告が被告に説明するようなことはなかった（乙10）。

エ 被告は，原告の上記求めに応じ契約書の内容を変更した上，契約書案を原告に送付した（甲37，41）が，このとき共に送付された本件分解図は，本件デザインが使用された片手鍋（18cm），ミルクパン（14cm），フライパン（22cm，26cm），両手鍋（20cm，22cm浅型，同深型）のデザイン全体が記載されたものであったため，本件デザインのみが記載された分解図が添付されるものと考えていた原告は，本件分解図では具体的な商品アイテムまでも特定されるという誤解が生じる可能性があるとして，被告に対し，契約書案1条に本件なお書きを付加することを提案した（甲2，3，4の2，41，乙10）。同提案において「具体的な商品アイテム」の内容がそれ以上に明らかにされることはなかった（甲3，乙10）が，被告は，原告の意図について質問したり，確認したりすることなく，原告の提案に同意した（甲1，41）。

オ 原告は，被告担当者宛の平成12年5月28日付け書面において，本件デザイン1の握り部の作成の経緯につき，日本刀の柄，大工道具の鋸等に見られる縦に長い楕円形の握りから着想を得ると同時に，左右に広がりがあるという鍋の別の要素にも着目して，鍋本体に近い側は横長の楕円形としたこと，鍋を持った時に人差指が滑って鍋本体に触れないように指止め部分を付けたなどと述べ，本件デザインのうちジョイント部のデザインにつき，ステンレスの丸棒によるこの構造こそが様々な要求条件に対する最適な解答であり，現代の技術，コスト等から考えると，究極の構造といえるかもしれないなどと述べていた（甲4の1）。

カ 本件商品化実施契約書の作成年月日は平成10年3月1日とされたが、これは、被告が原告の承諾を得ないで平成10年以降販売していた本件デザインを使用した製品についても、被告が原告に対し販売量に応じたロイヤルティを支払う趣旨が込められたためであった(甲1, 41)。

キ 原告は、平成15年3月、被告が販売する本件三徳包丁等を見て、本件三徳包丁等が本件デザイン1を使用したものであると考え、本件デザインの使用料を被告に請求できるか等につき弁護士及び弁理士に法律相談をし、弁理士らの助言に基づき、同月18日、被告に対し、被告による本件三徳包丁等の販売が不正競争防止法に反する行為である旨指摘する文書を送付した(甲10, 33, 41)。これに対し被告は、同年5月2日、被告が本件三徳包丁を販売したことは不正競争防止法違反に当たらないし、本件三徳包丁等は本件デザイン1を使用した鍋を模倣したものではないなどと回答した(甲11)。

ク 原告は、平成20年4月30日、被告に対し、三徳包丁は、本件商品化実施契約の対象である「鍋のハンドル」を使用した調理器具に当たるからロイヤルティが支払われていないことは同契約に反する旨、及び同ロイヤルティの支払を求める旨の書面を送付した(乙1)。原告が本件三徳包丁等が本件商品化実施契約の対象となることを被告に対し主張したのは、この書面が初めてであった(争いが無い)。

(2) 上記認定事実に基づき、以下検討する。

原告は、本件商品化実施契約の対象は鍋に限定されず、三徳包丁等もこれに含まれると主張し、同契約書作成の際に「調理器具」との文言を使用し、本件なお書きを付加したのも、そのことを明らかにする意図があった旨を陳述している(甲41)。

しかしながら、そもそも本件商品化実施契約の契約書においても、単なる「ハンドル」ではなく「鍋のハンドル」を使用した調理器具とされていること(上記(1)ウ)に加え、本件デザインは鍋に使用されるものとして鍋の用途や機能を前提にデザインされたもので(上記(1)ア, オ)、訴外会社が販売していた本件デザインを使用した製品は、注ぎ鍋、片手鍋、両手鍋、対流鍋であって、鍋以外の調理器具はなかったこと(上記(1)ア)、本件商品化実施契約は、本件デザインを使用した片手鍋、両手鍋、フライパン及びミルクパンを販売した被告が、原告の承諾を得るために締結されたものであること(上記(1)イ, ウ)、「鍋のハンドル」を特定するものとして添付された本件分解図に記載されていたのは、片手鍋、両手鍋、ミルクパン、フライパンという、鍋又は鍋と類似の用途・機能を有する調理器具であること(上記(1)エ)、原告は、被告が原告に無断で本件デザインを使用した鍋等を販売したと認識していたことから、被告に対し猜疑心をもって本件商品化実施契約の締結に臨んでおり、契

約書の文言等について細心の注意を払っていた（甲４１）にもかかわらず、「『鍋のハンドル』を使用した調理器具」との表現や本件なお書きに係る修正を被告に求めた際にも、本件商品化実施契約の対象に鍋とは異なる用途・機能の調理器具を含めるためであるなどと述べてはいなかったこと（上記(1)ウ、エ）、原告は、被告が本件三徳包丁等を販売していることを知り、本件デザインの使用料を請求できないかと考えた（上記(1)キ）にもかかわらず、当初は不正競争防止法違反のみを主張していたもので、本件商品化実施契約を理由としてロイヤルティの支払を求めたのは、本件三徳包丁等の販売を知ってから7年以上が経過した後であったこと（上記(1)キ、ク）等の諸事実に照らせば、原告の上記陳述は信用性に欠けるといわざるを得ない。上記各事実に照らせば、本件商品化実施契約締結当時の原告と被告は、「『鍋のハンドル』を使用した調理器具」として、鍋又は鍋と類似の用途・機能を有する調理器具を認識していたと認めることが相当であって、本件なお書きが加えられたのも、被告担当者が理解した（乙１０）とおり、上記契約の対象となる鍋本体の具体的な形状が、本件分解図に記載されたものに限定されないという趣旨を超えるものではなかったと認めることが相当である。

(3) そして、三徳包丁等は、鍋又は鍋と類似の用途・機能を有する調理器具とはいえないから、「『鍋のハンドル』を使用した調理器具」には当たらない。したがって、本件三徳包丁等に本件商品化実施契約の効力が及ぶことを前提とする原告の請求（前記第２の１(1)及びの主位的請求原因に係る請求）は、その余の点を検討するまでもなく、理由がない。

２ 争点(3)について

(1) 掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、本件業務委託契約に基づき、本件鍋シリーズのうち、片手鍋・両手鍋の持ち手のデザイン、フライパンの本体・持ち手のデザイン及び蓋の摘みのデザイン開発を担当することとなったが、鍋本体及び蓋本体のデザインについては、被告から依頼されることはなかった（甲４１）。

イ 本件鍋シリーズのパンフレットには、鍋の特徴として、様々なサイズの鍋を重ねて収納できること、熱効率を高めるために鍋本体の素材としてステンレスの間に熱効率のよいアルミを挟んで三層構造としたこと等が、蓋の特徴として、一つの蓋で異なるサイズの鍋、フライパンに対応することができ、収納に優れていること等が、それぞれ記載されている（甲１６）。

ウ JIDAのデザインミュージアム委員会主担当理事は、本件鍋シリーズについて、全面三層構造の材料、各サイズ、持ち手、収納性、鍋蓋等、ディテールまで工夫が見られ、長く使える意図と良心的な物づくりの姿勢が感じられると評価していた（甲１７）。

(2) 上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、本件鍋シリーズの鍋本体等は、

被告の担当者がそのデザインを作成したものと認められる。これに対し、原告は、鍋本体は用途に応じて直径と深さを決めてしまえばほぼ一意にそのデザインが定まり、デザイン創作の余地はないから、鍋本体に関して創作者を觀念する余地はなく、鍋のデザインの創作者は、持ち手のデザインを創作した者となるなどと主張した。しかし、上記(1)イ及びウの事実に加え、原告自身が、鍋本体等のデザインについてもチェックや修正等をしたなどと陳述していること（甲41）に照らせば、鍋本体についてデザイン創作の余地がないなどとはいえず、上記主張は採用できないし、原告の上記陳述によって鍋本体のデザインの創作者が原告独りであると認めることもできない。

そうすると、本件鍋シリーズのデザインの創作者が原告独りであると認めることはできないのであるから、原告独りが同シリーズのデザイナーであることを前提とする原告の請求（前記第2の1(2)に係る請求）は前提を欠き、理由がない。

3 争点(4)について

著作権法2条1項1号及び2項の規定は、実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの（いわゆる応用美術）について、それが純粋美術や美術工芸品と同視できるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象となるという趣旨であると解するのが相当であり、これに反する原告の主張は採用できない。

本件デザイン1は鍋の持ち手のデザインであって、実用品のデザインであることが明らかであり、その外観において純粋美術や美術工芸品と同視し得るような美術性を備えているとも認められないから、著作権法による保護の対象とはならないと解される。よって、本件デザイン1が著作物であることを前提とする原告の複製権、翻案権又は氏名表示件侵害に基づく損害賠償請求（前記第2の1(1)及びの予備的請求原因に係る請求）は、理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【地裁判決に対する論説】

1. 最初に述べておきたいことがある。本件は、最高裁のHPを開いた時、出て来たものは、知財高裁3部による平成24年3月22日の控訴棄却の判決であった。そして、高裁判決の冒頭に記載されていた原審・東京地裁平成21年（ワ）第46747号事件の判決は、検索してもわからなかった。そこで、知財高裁に問合わせたとこ、これは民事第13部の判決であることがわかった。

事案の内容が著作権法や意匠法に及ぶものであるのに、地裁ではなぜ普通部に廻されていたのかといえ、原告の主張から推察するに、被告の行為を主と

して本件商品化実施契約の債務不履行としていることにあったようである。

そこで、以下、地裁における4つの争点についてまず検討する。

(1) 争点(1)について

当事者間の争いのない事実は次のとおりである。

ア．原告はデザイナーであるが、訴外会社から各種鍋のデザインの作成を依頼されて作成した後、訴外会社との間で、同社が本件デザインによる製品を販売し、その対価として原告にロイヤルティ（実施料）を支払う旨の契約を、平成7年9月1日に締結した。その訴外会社が販売した商品は、注ぎ鍋，片手鍋（四種），両手鍋（二種），対流鍋（二種）であった。

ところが、訴外会社は平成9年に廃業したので、被告が訴外会社に断わりを入れ、平成10年から、本件デザインを使った片手鍋，両手鍋，フライパン，ミルクパンを販売するようになったが、その際に原告の承諾を得ることをしなかったのである。

イ．平成12年1月から改めて両者の本件商品化実施契約の締結交渉が開始され、まず被告から原告に契約書案を送付し、原告は被告に対し、同契約書案の冒頭に「甲の提案による『鍋のハンドル』の商品化に関して次のとおり本契約を締結する」とあるを、「甲の提案による『鍋のハンドル』を使用した調理器具の商品化に関して次のとおり、本契約を締結する」と改め、同契約書の1条に「本契約における『鍋のハンドル』（以下、本件商品という。）とは、別紙分解図に記載された取付部の形状・デザインをいう。」とあるを、「本契約における『鍋のハンドル』とは別紙分解図に記載された取付部の形状・デザインをいう。」と改めた上、その後に「上記記載の『鍋のハンドル』を使用した調理器具を、以下本件商品という。」を加えることなどの変更を要求した。このような変更が、本件商品化実施契約の対象の鍋とは異なる用途，機能の調理器具を含めるためのものである旨を、原告は被告に説明するようなことはなかったという。

ウ．被告は、原告の上記求めに応じ契約書の内容を変更し、改正案を原告に送付した。このとき被告が添付した本件分解図では、本件デザインが使用された各種鍋類のデザイン全体が記載されていたものであったから、本件デザインのみが記載された分解図が添付されるものと考えていた原告は、本件分解図では具体的な商品アイテムまでも特定されるという誤解が生じる可能性があるとして、被告に対し契約書1条に、本件なお書きを付加するを提案したという。しかし、同提案においては、「具体的な商品アイテム」の内容がそれ以上に明らかにされることはなかったけれども、これに対し、被告は原告の意図について質問したり、確認することはなく、原告の提案に同意したという。ということは、被告には不利な記載がなかったからであろうが、この時の意思疎通の齟齬が最後まで尾を引いたことにな

る。

エ．本件商品化実施契約書の作成日は平成10年3月1日とされていたが、これは、被告が原告の承諾を得ないで、訴外会社から引き継いで平成10年以降も本件デザインを使用した製品を製造販売していたから、被告として原告に対し、その販売量に応じたロイヤルティを支払う趣旨が述べられたためと、裁判所は認定した。

オ．原告は平成15年3月、被告が販売する本件三徳包丁等を見て、これらは本件デザイン1を使用したものであると考え、弁護士・弁理士に相談した後、3月18日に被告に対し本件三徳包丁等の販売は不競法違反の行為である旨を指摘した文書を送付した。これに対し被告は、同年5月2日に、被告の行為は不競法違反に当たらないし、本件デザイン1を使用した鍋を模倣したものではないと回答した。

カ．原告は、平成20年4月30日、被告に対し、本件三徳包丁は、本件商品化実施契約の対象である「鍋のハンドル」を使用した調理器具に当たるからロイヤルティが支払われていないことは、同契約に反するから、ロイヤルティの支払を求める旨の書面を送付した。原告が被告に対し、本件三徳包丁等が本件実施契約の対象になることを主張したのは、この書面が初めてだったのである。

裁判所は、これらの認定事実について検討し、原告の主張は全部失当と認定した。

- a) 本件商品化実施契約は、単なる「ハンドル」ではなく、「鍋のハンドル」を使用した調理器具についてのものであること。
- b) 訴外会社が販売していた本件デザインを使用した製品は、注ぎ鍋，片手鍋，両手鍋，対流鍋であり、鍋以外の調理器具はなかったこと。
- c) 本件商品化実施契約は、本件デザインを使用した片手鍋，両手鍋，フライパン及びミルクパンを販売していた被告が、原告の承諾を得るために締結したものであること。
- d) 「鍋のハンドル」を特定するものとして添付された本件分解図に記載されていたのは片手鍋，両手鍋，ミルクパン，フライパンという鍋又は鍋と類似の用途・機能を有する調理器具であること。
- e) 被告が原告に無断で本件デザインを使用した鍋等を販売したと認識していたことから、原告は被告に対し猜疑心をもって本件商品化実施契約の締結に臨み、契約書の文言等について細心の注意を払っていたにもかかわらず、「鍋のハンドルを使用した調理器具」との表現や本件なお書きに係る修正を被告に求めた際にも、本件商品化実施契約の対象に、鍋とは異なる調理器具を含めるためであるなどとは述べていなかったこと。
- f) 原告は、被告が本件三徳包丁等を販売していることを知り、本件デザイ

ンの使用料を請求できないかと考えたにもかかわらず、当初は不競法を理由にロイヤルティの支払を求めたのは、本件三徳包丁等の販売を知ってから7年以上が経過した後であったこと。

以上の諸事実に照らせば、原告の上記陳述は、信用性に欠けると認定した。

そうすると、本件商品化実施契約の締結当時の原告と被告は、「鍋のハンドル」を使用した調理器具として、鍋又は鍋と類似の調理器具を認識していたと認めるのが相当であり、本件なお書きが加えられたのも、上記契約の対象となる鍋本体の具体的形状が、本件分解図に記載されたものに限定されないという趣旨を超えるものではなかった、と認定したのである。

判決のこの表現はわかりにくいだが、換言すれば、「上記契約の対象となる鍋本体の具体的形状は、本件分解図に記載されたものに限定されないというだけであって、鍋以外の調理器具の柄には及ばないという意味に解すべきである」ということである。

すると、三徳包丁等の物品は、鍋と類似する調理器具といえるものではないから、本件三徳包丁等に本件商品化実施契約の効力が及ぶことを前提とする原告の請求は、理由がないと判断されたのである。

(2) 争点(3)について

裁判所は、次の事実を認定した。

原告は、本件業務委託契約に基づいてデザイン開発を担当する中に、鍋本体及び蓋本体のデザインについては、被告から依頼されることはなかった。

本件鍋シリーズの鍋本体等は、被告の担当者がそのデザインを作成したものであるから、鍋全体にはデザイン創作の余地がないなどとはいえない。

(3) 争点(4)について

著作権法2条1項1号及び2項は、実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているものについては、それが純粹美術や美術工芸品と同視できる美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象となるという趣旨であると解するのが相当である。

これに対して、本件デザイン1は鍋の持ち手のデザインであり、実用品のデザインであるから、前記著作権法による保護の対象とならないと解される。よって、本件デザイン1が著作物であることを前提とする原告の「複製権、翻案権又は氏名表示権」の侵害に基づく損害賠償請求には理由がないと判示したのである。そしてこのような解釈と判断については全く問題がない。

なお、原告は本件鍋類やそのハンドルなどのデザインについての意匠登録出願をしていなかった。

2. 以上のとおり、地裁判決は、大きく分けて(1)商品化実施契約違反、及び(2)著作権・著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求事件のいずれの訴訟物に対しても請求棄却の判断をしたが、いずれも常識的な判断であり問題はない判

決のはずであった。ところが、原告はこれを不服として知財高裁に控訴したのである。

したがって、評釈は次の控訴審判決に対しても行うことにする。

【知財高裁における事実】

第1 請求

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し564万8000円及びこれに対する平成22年1月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

以下、略語については、原判決と同一のものをを用いる。

1 原審における請求の内容

控訴人（1審原告、以下「控訴人」という。）の被控訴人（1審被告、以下「被控訴人」という。）に対する請求の内容は、以下のとおりである。

(1) 請求(1)・・・本件三徳包丁等へのデザイン使用に関連した請求

ア 主位的請求

控訴人は被控訴人に対し、被控訴人が控訴人の提案したデザインを使用した本件三徳包丁等を製造、販売した行為に関し、本件三徳包丁等が、控訴人及び被控訴人間で締結した本件商品化実施契約に係る対象商品に含まれると主張し、ロイヤルティ相当額である損害金364万8000円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成22年1月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

イ 予備的請求

控訴人は被控訴人に対し、本件三徳包丁等を製造、販売した被控訴人の行為は、本件デザイン1（片手鍋用のデザイン）について控訴人が有する複製権、翻案権（なお、控訴審では、譲渡権を追加した。）を侵害する行為であると主張して、ロイヤルティ相当額の損害金364万8000円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成22年1月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた（判決注 商事法定利率の根拠は明らかではない。）。

(2) 請求(2)・・・デザイン賞応募についてのデザイナーの表示に関連した請求

ア 主位的請求

被控訴人が、本件三徳包丁等のデザイナーとして、控訴人ではなく第三者（A）を表示した上でグッドデザイン賞に応募等をしたことは、本件商品化実施契約の付随債務に違反すると主張して、損害金100万円及び上記同様の遅延損害金の支払を求めた。

イ 予備的主張

被控訴人が、本件三徳包丁等のデザイナーとして、控訴人ではなく、第三者（Ａ）を表示した上でグッドデザイン賞に応募等をしたことは、本件デザイン１について控訴人が有する氏名表示権（著作権法１９条）を侵害すると主張して、損害金１００万円及び上記同様の遅延損害金の支払を求めた（判決注 上記と同様に商事法定利率の根拠は明らかではない。）。

(3) 請求(3)・・・コンテスト応募についてのデザイナーの表示に関連した請求 ア 主位的請求

被控訴人が、控訴人提案のデザインを使用して商品化し販売した本件鍋シリーズについて、デザイナーとして控訴人及び被控訴人担当者（Ｂ）の両名を表示した上でデザイナー協会のコンテストに応募等をしたことは、本件業務委託契約の付随債務の不履行に当たると主張して、損害金１００万円及び上記同様の遅延損害金の支払を求めた。

イ 予備的主張

被控訴人が、控訴人提案のデザインを使用して商品化し販売した本件鍋シリーズについて、デザイナーとして控訴人及び被控訴人担当者（Ｂ）の両名を表示した上でデザイナー協会のコンテストに応募等をしたことは、本件デザイン１について控訴人が有する氏名表示権（著作権法１９条）を侵害すると主張し、さらに、予備的に、控訴人の人格的利益を侵害する不法行為を構成すると主張して、損害金１００万円及び上記同様の遅延損害金の支払を求めた（判決注 上記と同様に商事法定利率の根拠は明らかではない。）。

2 原判決の内容

原判決は、控訴人の請求につき、本件商品化実施契約の対象は「『鍋のハンドル』を使用した調理器具」であって、本件三徳包丁等を含まない、本件鍋シリーズのデザインの創作者が控訴人のみであると認めることはできない、本件デザイン１は著作権法による保護の対象とはならない等と判示し、控訴人の請求をいずれも棄却した。

3 当審で追加された請求

控訴人は、当審において、以下の請求を追加した。

(1) 請求(1)の第２次的予備的追加請求（いわゆる一般不法行為による請求）

第２次予備的請求として、控訴人が侵害を受けたと主張する権利・利益を、「控訴人が本件デザイン１につき有する法律上保護される利益」ととし、これを侵害されたことによる損害金の支払いを求める請求を追加した。

(2) 請求(2)の第２次的予備的追加請求（いわゆる一般不法行為による請求）

第２次予備的請求として、控訴人は、被控訴人に対して、「控訴人が、本件デザイン１につき有する法律上保護される利益」を侵害されたことによる損害

金の支払いを求める請求を追加した。

(3) 請求(1)ないし(3)の各予備的請求についての請求原因の追加（著作権・著作者人格権侵害）

控訴人は、控訴人が著作権等を侵害されたと主張する著作物について、控訴理由書において「控訴審において、著作物を主張する対象を、本件原立体図面及び本件原デザイン図面とする。」と主張し、平成24年1月18日付け準備書面(7)においては「本件デザイン1の製品化の経緯に照らし、侵害の客体となる著作物を、立体のデザインモデル及び平面の製作図面との両者の一方又は双方である」と主張した（判決注 デザインモデル及び平面の製作図面が、具体的に何を指すかは、必ずしも明確ではない。）。

本判決では、便宜、控訴人が著作権等を侵害されたと主張する著作物について、「別紙原立体図面」（甲4の1添付の図面2枚目）、「別紙原デザイン図面」（甲4の1添付の図面1枚目）、「平面の製作図面」及び「立体のデザインモデル」を含むことを前提として判断する。

【知財高裁の判断】

(1) 本件商品化実施契約に基づく請求〔前記第2の1(1)ア及び(2)アの各請求〕について

原判決の9頁10行目から13頁13行目記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決13頁12行目の「（前記第2の1(1)及びの主位的請求原因に係る請求）」を、「（前記第2の1(1)ア及び(2)アの各請求）」と改める。

(2) 本件鍋シリーズに係るデザイナー表示に関連した請求〔前記第2の1(3)の各請求〕について

原判決の13頁14行目ないし14頁16行目のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決14頁13行目から16行目を「そうすると、本件鍋シリーズにおける鍋本体のデザイン開発に関与した者は、原告ではなく、原告は、本件鍋シリーズの持ち手部分のデザイン開発を担当したのであるから、原告が単独で、本件鍋シリーズのデザインを担当したことを前提とする原告の請求は、その前提を欠くことになり、採用することができない。

さらに、原告は、予備的に、控訴人及び被控訴人担当者（B）をデザイナーとして表示してデザイナー協会のコンテストに応募等をした行為が、控訴人の人格的利益を侵害する不法行為を構成すると主張する。しかし、上記の事実経緯に照らすならば、デザイナーとして控訴人及び被控訴人担当者を表示した行為が、不法行為に該当するとはいえず、この点の控訴人の主張も、採用することはできない。

以上のとおりであり、控訴人の前記第2の1(3)の各請求は、いずれも理由

がない。」と改める。

(3) 著作権侵害に基づく請求 [前記第 2 の 1 (1)イ, (2)イ及び(3)イ, 並びに, 3 (3)の各請求] について

要するに, 上記各請求は, 控訴人が被控訴人に対して, 被控訴人の各行為「本件三徳包丁等を製造, 販売した行為, 本件三徳包丁等のデザイナーとして第三者の名を表示した上でグッドデザイン賞に応募等をした行為, 本件鍋シリーズについて, デザイナーとして控訴人及び第三者の名を表示した上でデザイナー協会のコンテストに応募等をした行為」が, 原告の創作した本件デザイン 1, 「別紙原立体図面」(甲 4 の 1 添付の図面 2 枚目), 「別紙原デザイン図面」(甲 4 の 1 添付の図面 1 枚目), 「平面の製作図面」「立体のデザインモデル」に係る著作権・著作者人格権(複製権, 翻案権, 譲渡権, 氏名表示権)を侵害すると主張して, 損害賠償を求める請求である。

著作権法は, 著作物について, 「思想又は感情を創作的に表現したものであって, ……美術……の範囲に属するものをいう。」と規定するが, さらに「この法律にいう『美術の著作物』には, 美術工芸品を含むものとする。」と重ねて規定する(2 条 1 項 1 号, 2 項)。また, 意匠法は, 「この法律で『意匠』とは, 物品……の形状, 模様若しくは色彩又はこれらの結合であって, 視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と規定する(2 条 1 項)。上記の規定振りなどに照らすならば, 産業上利用されることを予定して製作される商品等について, その形状, 模様又は色彩の選択により, 美的な価値を高める効果がある場合, そのような効果があるからといって, その形状, 模様又は色彩の選択は, 当然には, 著作権法による保護の対象となる美術の著作物に当たると解すべきではなく, その製品の目的, 性質等の諸要素を総合して, 美術工芸品と同視できるような美的な効果を有する限りにおいて, 著作権法の保護の対象となる美術の著作物となると解すべきである。

この観点から, 検討する。

ア 「本件デザイン 1」, 「立体のデザインモデル」を保護の対象とする著作権等侵害の請求について

本件デザイン 1 について, 控訴人は, 「本件デザイン 1 の製品化の経緯に照らし, 侵害の客体となる著作物を, 立体のデザインモデル及び平面の製作図面との両者の一方又は双方である」と主張しているが, それが何を指すかは, 必ずしも明らかでない。一応, 立体的な物を念頭に置いた主張と平面的な図形を念頭に置いた主張がされていることを前提として, その両者の場合について, 判断する。

本件デザイン 1 は, 実用品である鍋の持ち手のデザインであること, 鍋本体側の断面が横長楕円(35 度楕円), 手元側の断面が縦長楕円(45 度楕円)の二つの楕円を直線の集合からなる曲面で覆われていること, 鍋本体に

近接した部分に指止め部分が設けられていること、下方に折れ曲がったジョイント部があることなどの形態を呈したデザインであると推認される（甲1，甲4の1）。上記の形態からなるデザインは、美的な観点から選択された面もあるが、実用品である鍋等の取っ手としての持ちやすさ、安定性など、機能的な観点から選択されたものともいえる。そのような点を勘案すると、本件デザイン1は、美術工芸品と同視できるような美的な効果を有するものとははいえず、著作権法の保護の対象となる美術の著作物に当たるとすることはできない。したがって、本件デザイン1が著作権法による保護の対象となるとは認められない。

また、立体のデザインモデルについても、同様の理由により、著作権法による保護の対象となるとは認められない。

イ 別紙原立体図面，別紙原デザイン図面，平面の製作図面を保護の対象とする著作権等侵害の請求について

控訴人は、別紙原立体図面は、鍋本体側の断面が横長楕円（35度楕円）、手元側の断面が縦長楕円（45度楕円）として描かれているのに対し、本件三徳包丁等の握り部は、その手元側と他方が楕円面を有しており、楕円上の二点を結ぶ直線からできる曲面と端部楕円により構成された筒状からなる点において、共通するから、別紙原立体図面の複製物又は翻案物に該当すると主張する。

しかし、控訴人の主張は、以下のとおり採用することはできない。すなわち、別紙原立体図面において、鍋本体側の断面が横長楕円（35度楕円）、手元側の断面が縦長楕円（45度楕円）として描かれている手法は、ごく一般的な手法であって、この点に、表現上の個性の発揮と認められる点はない。また、別紙原立体図面により表現しようとした立体的な製品については、前記のとおり、美術工芸品と同視できるような美的な効果を有するものとはいえないから、著作権法の保護の対象となる美術の著作物に当たるとすることはできない。

以上のとおり、本件三徳包丁等を製造する行為は、控訴人の図面における創作的表現を再製するなどの行為には該当しないから、別紙原立体図面について控訴人が有する著作権（複製権、翻案権）を侵害しない。

また、控訴人は、別紙原デザイン図面は、鍋本体側の断面が横長楕円（35度楕円）、手元側の断面が縦長楕円（45度楕円）として描かれているのに対し、本件三徳包丁等の握り手部分は、ジョイント部や握り部の鍋本体側下部の突起を除いた部分を、楕円の大きさを変更した上、立体化したものである点において、共通するから、別紙原デザイン図面の複製物又は翻案物に該当すると主張する。しかし、控訴人の主張は、上記と同様の理由により失当であり、採用することはできない。

さらに、控訴人は、平面の製作図面についても、同様の主張をする。しかし、控訴人の主張は、平面の製作図面の内容は、明らかでなく、控訴人の主張は、採用できない。また、仮に、平面の製作図面が、別紙原立体図面や別紙原デザイン図面と同一又は類似のものであったとの主張であったとしても、控訴人の主張は、上記と同様の理由により失当である。

ウ 小括

以上によれば、控訴人の前記第2の1(1)イ、(2)イ及び(3)イ、並びに、3(3)の各請求は、いずれも、失当である（なお、前記第2の1(3)イの請求については、上記(2)の理由からも、失当である。）。

(4) 本件三徳包丁等への本件デザイン1の使用行為が不法行為を構成することを理由とする請求〔前記第2の3(1)及び(2)の各請求〕について

控訴人は、「被控訴人のした本件三徳包丁等への本件デザイン1の使用行為」、及び「被控訴人のした、三徳包丁等のデザイナーとして第三者の名を表示した行為」がいわゆる一般不法行為を構成すると主張する。

しかし、上記のとおり、本件デザイン1が、著作権の保護の対象となる著作物とはいえない以上、特段の事情のない限り、本件三徳包丁等への本件デザイン1の使用行為及び本件三徳包丁等に関連して第三者の名を表示した行為が、不法行為を構成することはないといえる。特段の事情に関する主張、立証のない本件においては、控訴人の不法行為に該当するとの主張を採用することはできない。

(5) 結論

その他、控訴人は縷々主張するが、いずれも理由がない。以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから、本件控訴及び当審において追加された請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

【高裁判決に対する論説】

1．裁判所は、控訴人（原告）による3つの請求について、それぞれ主位的請求と予備的請求とに分けて認定判断している。即ち、主位的請求の第1は被告が本件三徳包丁等のデザインを無断使用したことに関連する請求、第2は被告によるデザイン賞応募についてのデザイナーの表示に関連する請求、第3は被告によるデザインコンテスト応募についてのデザイナーの表示に関連する請求である。

判決はこれに、控訴審で追加された一般不法行為（民709条）による請求を、前記3つの請求(1)(2)(3)の第2次の予備的追加請求として判断している。

2．本件商品化実施契約に基づく控訴人の請求に対しては、原審判決とおりであり、変更はない。

3．本件鍋シリーズに係るデザイナーの表示に関する請求についても、その前提を欠くとして控訴人の請求は採用されなかった。けだし、控訴人はあくまでも本件鍋シリーズの持ち手部分のデザインの開発担当者であって、本件鍋シリーズの全部のデザインを担当した者ではないからである。

また、予備的に、控訴人と被控訴人担当者（B）とをデザイナーとして表示して、デザイン協会のコンテストに応募等した行為は、控訴人の人格的利益を侵害する不法行為を構成すると主張した。しかし、そのような行為は不法行為に該当しないとして採用されなかった。

4．問題は著作権侵害に基づく請求である。これは、控訴人による主位的請求がいずれも本件商品化実施契約の解釈をめぐる問題であったのに対し、予備的請求として著作権や著作者人格権の侵害を控訴人は主張したのである。ここでは著作権の支分権としての複製権（著21条）、譲渡権（著26条の1）、翻案権（著19条）が挙げられている。

そこで、裁判所は、まず「本件デザイン1」と「立体のデザインモデル」を保護対象とする著作権等侵害の請求について、次のように判示した。

本件デザイン1については、その鍋の持ち手のデザインは、あくまでも実用品である鍋等の取っ手としての機能的観点から選択されたものといえるから、美術工芸品と同視できるような美的な効果を有するものとはいえないから、著作権法の保護対象である美術の著作物に当たるとすることはできない。全くそのとおりである。

本件鍋等の取っ手（柄体）や鍋等の調理用器については、意匠法が保護対象としているものであるから、こちらの方の保護をデザイナーはまず考えるべきである。（筆者提供の参考図面参照）

5．次に、控訴人が作成した原立体図面、原デザイン図面、平面の製作図面なるものは著作物であるから、被控訴人による三徳包丁等の握り部は、原立体図面の複製物又は翻案物に該当する、と控訴人は主張した。

これに対して裁判所は、原立体図面に描かれている手法はごく一般的な手法で、表現上の個性の発揮は認められないし、これによって表現しようとした立体的な製品は美術工芸品と同視できるような美的な効果を有するものでないから、美術の著作物には当たらないと判示した。

その結果、被控訴人による本件三徳包丁等の製造行為は控訴人の図面における創作的表現を再製する行為に該当しないから、原立体図面について控訴人が有する著作権を侵害しないと判示したが、そのとおりである。

6．控訴人は控訴審で、三徳包丁等への本件デザインの使用行為は、一般不法行為を構成することを理由とする請求を追加したのに対し、裁判所は、本件デザイン1が著作権の保護対象となる著作物といえない以上、不法行為を構成することはないと判示した。特段の事情に関する主張、立証が控訴人からない本

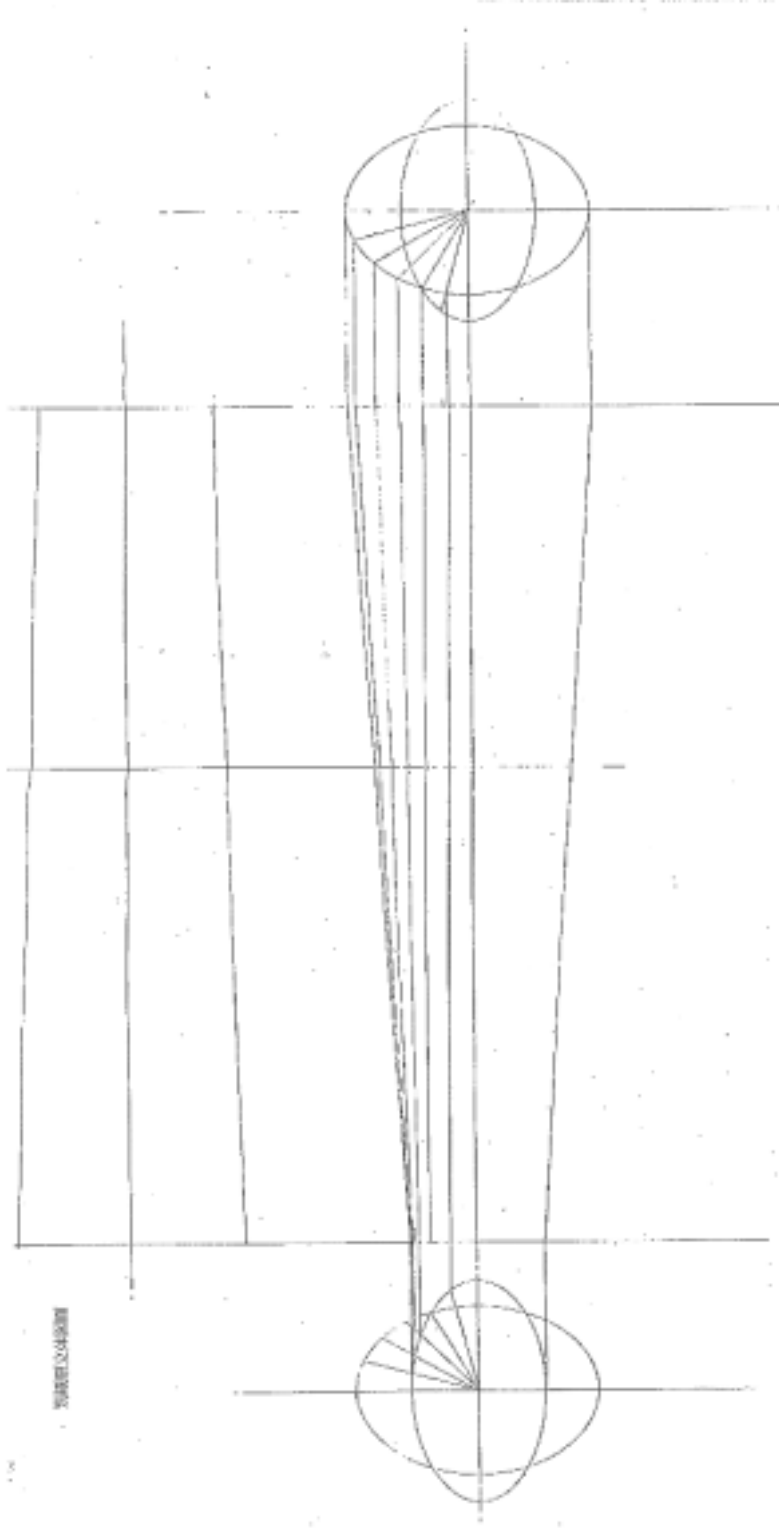
件にあつては、これもそのとおりである。

7. なお筆者は、参考までに筆者が取扱った意匠登録例を挙げておく。これらの意匠（デザイン）については、著作権の主張などを思いついたことはないが、いずれも看者をして美感を惹く意匠であると思う。

ただ新しい問題として、平面的な図面（3Dを含む）があれば、それに基づいて製品を製作することは著作権侵害となるかという争いが、かつて英国においてあったから、検討する余地はあるかも知れない。しかし、この場合でも、意匠法との関係を調整する問題が残ることになる。

しかし、わが国にあつては、一品制作である美術工芸品（純粹美術）ではなく、量産品のデザインについての法的保護は最初から意匠法であることを、デザイナーや法律家は常識として承知していなければならない。ただ最初は絵画として創作発表されたものが、後日それが包装紙や包装容器などの物品に利用された場合、単純に著作物の複製や翻案と解して著作権侵害の有無を論じてよいかは、古くて新しい問題として考えなければならない。原告はまた応用美術論を主張するが、応用美術なるものの定義を最初に正確にしなければ、その後の議論は無意味である。そして、これと意匠とは違うのか同じなのかを考えるべきである。

〔牛木 理一〕

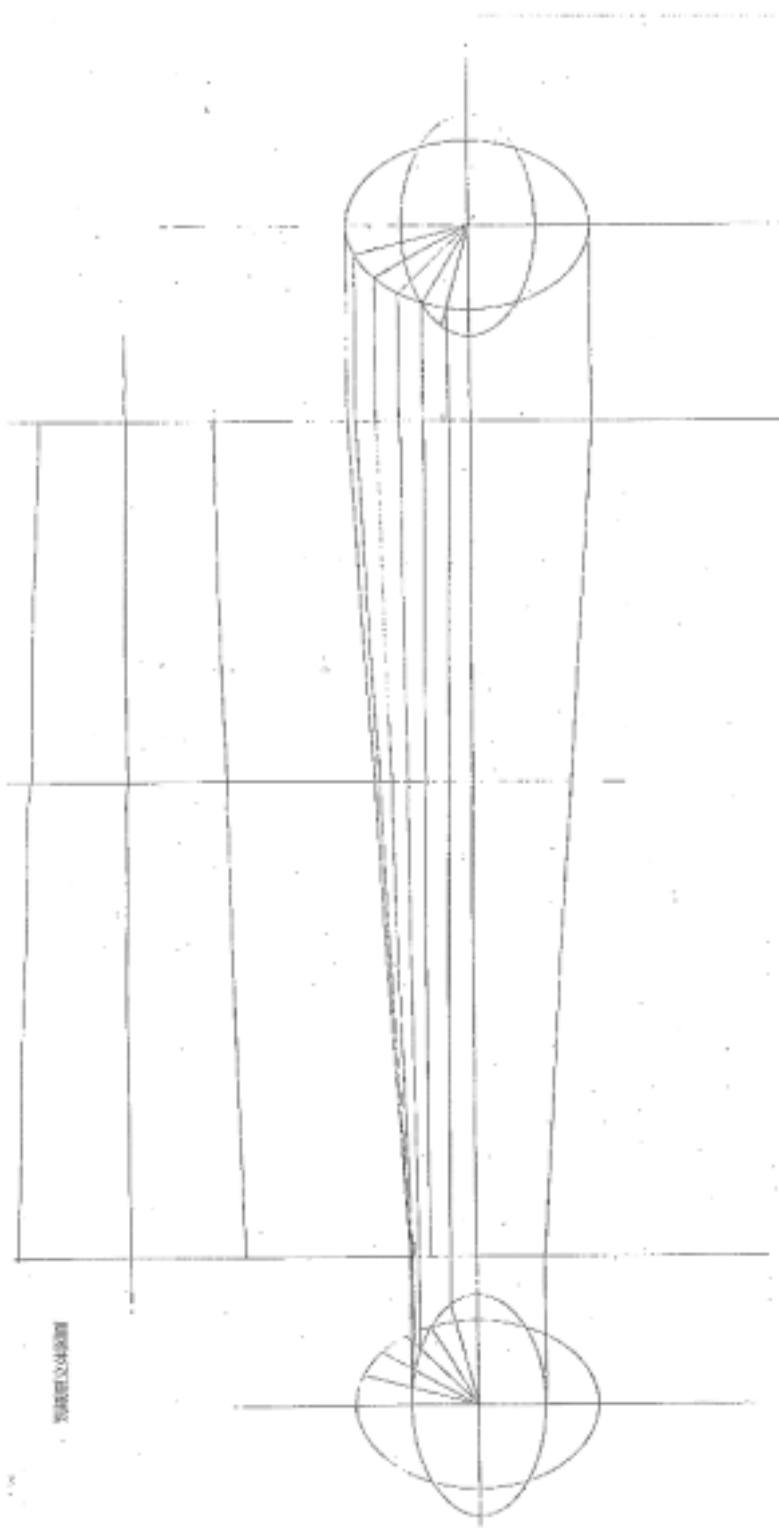


EVERY NAME DESIGN 2021 CIRKUS
 Desain Grafis, Desain Komunikasi Visual, Desain Interior, Desain Produk Industri, Desain Produk Rupa
 Desain Produk Industri

05012000528

YACI INDUSTRIAL DESIGN LABORATORY
 Jl. A. Yani 200, Kompleks Graha Bina, Telp. 551 5000
 Ponsel 055-7090079 Fax 055-7090378

14



WARD LABS

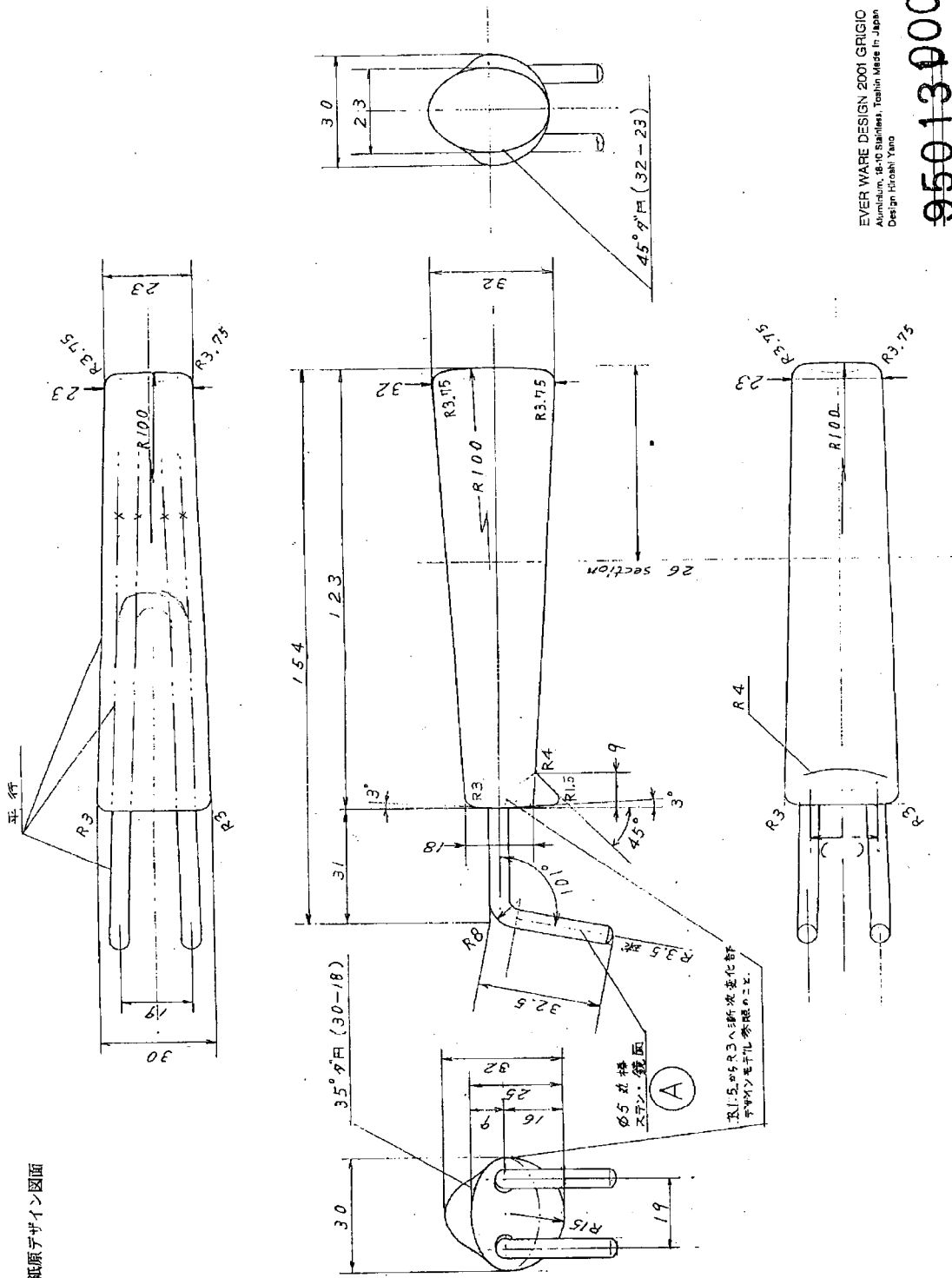
EVER WAIVE DESIGN SOCI GROUP
 2000 1st Street, Suite 100, San Diego, CA 92101
 Phone: 619-594-1100

05012000528

WARD INDUSTRIAL DESIGN LABORATORY
 2000 1st Street, Suite 100, San Diego, CA 92101
 Phone: 619-594-1100

14

別紙原デザイン図面



〔参考・登録意匠第1417051〕

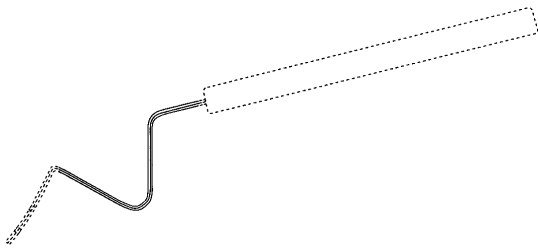
【意匠の説明】

実線で表した部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。背面図は正面図と対称につき省略する。

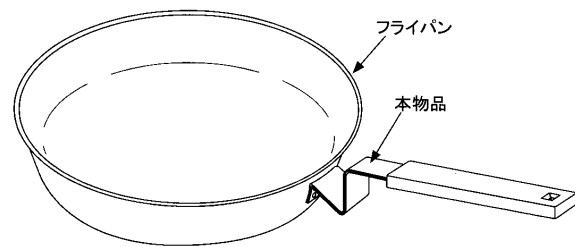
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、フライパン等の調理用具の柄として使用するもので、金属板の弾発力を利用し、器体上の食材の反転を連続して行うものである。

【正面図】



【使用状況を示す参考図】



〔参考・登録意匠第1417516号〕

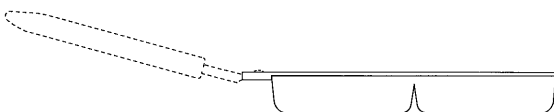
【意匠の説明】

実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と対称につき省略する。

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、フライパン本体に十字状の仕切り壁を設けたもので、目玉焼きを同時に四個調理したり、四種類の料理を一度に調理することができるものである。

【正面図】



【平面図】

